

令和6年 第7回農業委員会議事録

令和6年7月25日午前10時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

1 番 (笹原 哲) 5 番 (西塚 喜行) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第14号 農地改良届について
- 議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第23号 買受適格証明願について
- 議第24号 非農地証明願について
- 議第25号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和6年 第7回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和6年第7回通常総会を7月25日（木）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席願います。1番笹原哲委員、5番西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。ようやく暑い天候が落ち着いたと思ったら今度は梅雨入りしたかのような天気が毎日続いておりまして、みなさん農作物の管理にたいへん苦労していると思いますけれども、体には十分気をつけていただいて農作業に頑張ってくださいようお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和6年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10番後藤一彦委員、11番本間俊悦委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第14号「農地改良届について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(19番 星川礼子委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がりましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。議案書9頁と10頁になります。

No.1からNo.4まで4件とも所有権の移転です。所有権移転の申請事由ですが、農業廃止によるものが2件、相手方の要望によるものが1件、耕作不便によるものが1件です。

No.1からNo.4は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 2 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議 長)

次に議第 2 3 号「買受適格証明願について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは議第 2 3 号「買受適格証明願について」説明させていただきます。議案書 1 1 頁をご覧ください。

申請地は山形地方裁判所による競売物件として令和 6 年 7 月 2 3 日から 3 0 日に入札が行われる農地です。この入札参加者は、農地法の規定による許可の見込みがあるという買受適格証明書の交付を受けている必要があります。

また、買受適格証明書の交付をされた者が落札した場合、改めて農地法第 3 条の許可申請がされ、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、速やかに農地法第

3条許可指令書を交付することになります。従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。

それでは申請内容について説明いたします。本案件は市外に居住する不動産を営む方が荻袋地内の畑を他の競売物件である宅地建物に付随しているため合わせて購入するために申請されたものです。申請地の取得後は慣行栽培で野菜を作り自家消費を予定しております。

申請人の営農に関する情報ですが、現在申請人は耕作地がありません。実際に営農をすとなれば、申請者とその妻が建物の管理がてら4月から11月までの間、週2、3日程度通作するとのことです。機械等の所有状況ですが、軽トラック1台所有、耕耘機1台リースで確保するとのことです。居住地から申請地までの距離、所謂通作距離は70kmです。

申請地ですが、県道から旧荻袋小学校の接続道に入ってすぐの場所にあり、所謂屋敷畑であります。近隣の営農状況ですが接続道を挟んだ向かいに畑が2筆ございます。少し離れて旧校舎の奥側から国道13号線までの間に農地の広がりがございます。

これらのことから、農地法第3条の許可要件ごとに審議のポイントをまとめますと、農作業常時従事要件について70kmの通作距離を認めるか否か。全部効率利用要件については非農業者であります。家庭菜園規模の農地を管理でき得ると判断するか否か。地域調和要件について、舗装道路で分断されておりますので計画の慣行栽培であれば周囲に迷惑をかけるようなことはないと思われま。

よって、農作業常時従事要件と全部効率利用要件の観点から許可し得るか否か審議をお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議長)

伊勢村委員。

(12番 伊勢村委員)

12番伊勢村です。地元ということで、この土地は荻袋小学校の正面玄関前になります。資料でご覧のとおりですが、一部畑地になっております。今回こういう件があって、適格証明願ということで、週に2、3回通作しながら農業をやっていきたいということで、私も福原地区にいるものですから、本当にしているかどうか確認しながら見ていきたいと思っておりますので、今回については許可相当ではないかと考えております。

(議長)

その他ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第24号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(19番 星川礼子委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書16頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借3件、所有権移転1件です。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で面積が1.7haです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手4名、受け手3名、所有権移転が出し手1名、受け手1名です。合計は出し手が5名、受け手が4名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が1件で13a、10年以上が2件で1.4haです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

17頁からは個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願ひいたし

ます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年7月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____